

21消安第1834号
平成21年5月25日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

フランスから我が国向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について

フランスから日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入一時停止措置については、平成21年2月3日付け20消安第11139号消費・安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、フランス家畜衛生当局から提供された情報により、同国における弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確な対応をお願いする。

記

- 1 輸入一時停止措置を解除する対象品目
 - (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類及び平成21年5月25日以降に孵化したそれらの初生ひなに限る。）
 - (2) 平成21年5月25日以降にと殺された家きんの肉及び臓器並びにそれらの加工品
 - (3) 平成21年5月25日以降に採卵された家きんの卵及びその加工品
- 2 羽毛については、輸入検査時の消毒措置から除外する。